

施設区分		設備区分				色塗り抽出対象		兼用	種別	該当条文 (赤字: 抽出条文)	提出日		備考	
										別紙2	共通09			
加工施設 本体	成形施設								系統	第六条 地震による損傷の防止 第二十七条 地震による損傷の防止	第六条: 2021年8月26日 第二十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・地下水排水設備	
加工施設 本体	成形施設	ベレット加工工程	焼結設備	—	—	—	—	—	計装	第十一條 火災等による損傷の防止 第十八条 警報設備等	第十一條: 2021年8月18日 第十八条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	—	—	系統	建屋排気設備 (建屋排気ダクト, 建屋排気フィルタユニット, 建屋排風機)	第十条: 2021年8月26日 第二十条: 2021年8月26日 第二十三条: 2021年8月26日	2021年8月26日 (予定) (第二十三条 換気設備)		
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	—	主: 工程室排気設備 従: 外部放出抑制設備	系統	工程室排気設備 (工程室排気ダクト, 工程室排気フィルタユニット, 工程室排風機)	第十条: 2021年8月26日 第二十条: 2021年8月26日 第二十三条: 2021年8月26日 第三十三条: 2021年9月1日	2021年8月26日 (予定) (第二十三条 換気設備)		
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グループボックス排気設備	—	—	—	主: グループボックス排気設備 従: 外部放出抑制設備 代替: 代替グループボックス排気設備	系統	グループボックス排気設備 (グループボックス排気ダクト, グループボックス給気フィルタ, グループボックス排気フィルタユニット, グループボックス排風機)	第十条: 2021年8月26日 第二十条: 2021年8月26日 第二十三条: 2021年8月26日 第三十一条 材料及び構造 第三十三条 閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備	2021年8月26日 (予定) (第二十三条 換気設備)		
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	—	—	系統	窒素循環設備 (窒素循環ダクト, 窒素循環ファン, 窒素循環冷却機)	第二十三条: 2021年8月26日	2021年8月26日 (予定) (第二十三条 換気設備)		
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	外部放出抑制設備	—	—	—	主: グループボックス排気設備 従: 工程室排気設備 従: 外部放出抑制設備 代替: 代替グループボックス排気設備	系統	外部放出抑制設備 (グループボックス排気ダクト, グループボックス給気フィルタ, グループボックス排気フィルタユニット, 工程室排気ダクト, 工程室排気フィルタユニット)	第十条: 2021年8月26日 第二十条: 2021年8月26日 第二十三条: 2021年8月26日 第三十一条 材料及び構造 第三十三条 閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備	2021年8月26日 (予定) (第二十三条 換気設備) ※兼用の主登録側で合わせて機器を抽出する。	兼用の主登録側で合わせて機器を抽出する。	
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	代替グループボックス排気設備	—	—	—	主: グループボックス排気設備 従: 外部放出抑制設備 代替: 代替グループボックス排気設備	系統	代替グループボックス排気設備 (グループボックス排気ダクト, グループボックス給気フィルタ, グループボックス排気フィルタ)	第十条: 2021年8月26日 第二十条: 2021年8月26日 第二十三条: 2021年8月26日 第三十一条: 2021年8月26日 第三十三条: 2021年9月1日	2021年8月26日 (予定) (第二十三条 換気設備) ※兼用の主登録側で合わせて機器を抽出する。	兼用の主登録側で合わせて機器を抽出する。	
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	代替グループボックス排気設備	—	—	—	—	系統	代替グループボックス排気設備 (可搬型排風機付フィルタユニット, 可搬型フィルタユニット, 可搬型ダクト)	第三十三条: 閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備 第三十三条: 2021年9月1日	今後実施 (設計中)	可搬型に係る機器は設計中のため、今後実施 ⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型排風機付フィルタユニット ・可搬型フィルタユニット ・可搬型ダクト	
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル 廃液処理設備	—	—	—	—	—	系統	低レベル廃液処理設備 (検査槽, ろ過処理装置, 吸着処理装置, 廃液貯槽)	第二十条: 2021年8月26日	2021年8月26日 (予定) (第二十条 廃棄施設)		
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル 廃液処理設備	—	—	—	—	—	計装	第十八条 警報設備等 (漏えい検知)	第十八条: 2021年8月26日 第二十条: 2021年8月26日	2021年8月26日 (予定) (第十八条 警報設備等)		
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	放出前貯槽	—	—	—	—	—	系統	放出前貯槽	第二十条: 2021年8月26日	今後実施 (再処理の作業結果展開)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・放出前貯槽	
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	—	—	—	—	—	系統	海洋放出管理系 (第1 海洋放出ポンプ, 海洋放出管)	第二十条: 2021年8月26日	今後実施 (再処理の作業結果展開)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・第1 海洋放出ポンプ ・海洋放出管	
放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	—	—	—	—	主: 設計基準対象の施設 放射線監視設備 従: 重大事故等対処設備 放出管理分析設備	計装	・屋内モニタリング設備 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ・屋外モニタリング設備 排気モニタリング設備 排気モニタ 環境モニタリング設備 モニタリングポスト 環境モニタリング設備 ダストモニタ	第十九条: 2021年8月26日 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・屋内モニタリング設備 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線エリアモニタ ・屋外モニタリング設備 排気モニタリング設備 排気モニタ 環境モニタリング設備 モニタリングポスト 環境モニタリング設備 ダストモニタ	
放射線管理施設	—	重大事故等 対処設備	常設重大事故等 対処設備	放射線監視設備	—	—	—	主: 設計基準対象の施設 放射線監視設備 従: 重大事故等対処設備 放出管理分析設備	計装	・屋外モニタリング設備 排気モニタリング設備 排気モニタ 環境モニタリング設備 モニタリングポスト 環境モニタリング設備 ダストモニタ	第十九条: 2021年8月26日 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中) ※兼用の主登録側で合わせて機器を抽出する。	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・屋外モニタリング設備 排気モニタリング設備 排気モニタ 環境モニタリング設備 モニタリングポスト 環境モニタリング設備 ダストモニタ	
放射線管理施設	—	重大事故等 対処設備	可搬型重大事故等 対処設備	代替モニタリング設備	—	—	—	—	計装	・代替排気モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ダストモニタ 可搬型排気モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダストモニタ 可搬型建屋周辺モニタリング設備	第三十七条: 監視測定設備 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・代替排気モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ダストモニタ 可搬型排気モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダストモニタ 可搬型建屋周辺モニタリング設備	
放射線管理施設	—	重大事故等 対処設備	可搬型重大事故等 対処設備	代替モニタリング設備	—	—	—	—	電源	・可搬型環境モニタリング用発電機	第三十六条 電源設備 第三十七条: 監視測定設備	第三十六条: 2021年8月26日 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型環境モニタリング用発電機

施設区分	設備区分					色塗り抽出対象	兼用	種別	該当条文 (赤太字: 抽出条文)	提出日		備考
										別紙2	共通09	
放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	—	—	—	主: 設計基準対象の施設 試料分析関係設備 従: 重大事故等対処設備 試料分析関係設備	計装	第十九条 放射線管理施設 第三十七条 監視測定設備	第十九条: 2021年8月26日 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・放出管理分析設備 放射能測定設備 放射能測定装置 ・環境試料測定設備 環境試料測定設備 (放射能測定を行う機器)
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	試料分析関係設備	—	—	主: 設計基準対象の施設 試料分析関係設備 従: 重大事故等対処設備 試料分析関係設備	計装	第十九条 放射線管理施設 第三十七条 監視測定設備	第十九条: 2021年8月26日 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中) ※兼用の主登録側で合わせて機器を抽出する。	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・放出管理分析設備 放射能測定設備 放射能測定装置 ・環境試料測定設備 環境試料測定設備 (放射能測定を行う機器)
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替試料分析関係設備	—	—	・可搬型放出管理分析設備 ・可搬型試料分析設備	計装	第三十七条 監視測定設備	第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型放出管理分析設備 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替試料分析関係設備	—	—	・可搬型試料分析設備 可搬型排気モニタリング用発電機	電源	第三十六条 電源設備 第三十七条 監視測定設備	第三十六条: 2021年8月26日 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型試料分析設備 可搬型排気モニタリング用発電機
放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	環境管理設備	—	—	—	・放射能観測車	計装	第十九条 放射線管理施設 第三十七条 監視測定設備	第十九条: 2021年8月26日 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・放射能観測車
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	環境管理設備	—	—	・放射能観測車	計装	第十九条 放射線管理施設 第三十七条 監視測定設備	第十九条: 2021年8月26日 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中) ※兼用の主登録側で合わせて機器を抽出する。	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・放射能観測車
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替放射能観測設備	—	—	・可搬型放射能観測設備	計装	第三十七条 監視測定設備	第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替気象観測設備	—	—	・可搬型気象観測設備 代替気象観測用発電機	電源	第三十六条 電源設備 第三十七条 監視測定設備	第三十六条: 2021年8月26日 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型気象観測設備 代替気象観測用発電機
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	環境モニタリング用代替電源設備	—	—	・環境モニタリング用可搬型発電機	電源	第三十六条 電源設備 第三十七条 監視測定設備	第三十六条: 2021年8月26日 第三十七条: 2021年8月26日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・環境モニタリング用可搬型発電機
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	・グローブボックス温度監視装置	計装	第十八条 警報設備等	第十八条: 2021年8月26日	2021年8月26日 (予定) (第十八条 警報設備等)	
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	・グローブボックス消火装置	系統	第十一条 火災等による損傷の防止 第十五条 材料及び構造 第二十九条 火災等による損傷の防止	第十一条: 2021年8月18日 第十五条: 2021年8月26日 第二十九条: 2021年8月18日	2021年8月26日 (予定) (第十一条 火災等による損傷の防止)	
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	・ピストンダンパ※ ・延焼防止ダンパ (火災影響軽減設備) ※ピストンダンパ及び延焼防止ダンパは機能要求②はGR消火装置と連動して消火を行うため、抽出対象とする。	系統	第十一条 火災等による損傷の防止 第二十九条 火災等による損傷の防止	第十一条: 2021年8月18日 第二十九条: 2021年8月18日	2021年8月26日 (予定) ※ (第二十三条 換気設備) ※延焼防止ダンパは換気設備に設置されることから、換気設備の機器抽出に合わせて抽出する	
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	・窒素消火装置 ・二酸化炭素消火装置	系統	第十一条 火災等による損傷の防止 第二十九条 火災等による損傷の防止	第十一条: 2021年8月18日 第二十九条: 2021年8月18日	2021年8月26日 (予定) (第十一条 火災等による損傷の防止)	
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	・消火水供給設備 ・緊急時対策建屋の消火水供給設備	系統	第十一条 火災等による損傷の防止 第二十九条 火災等による損傷の防止	第十一条: 2021年8月18日 第二十九条: 2021年8月18日	今後実施 (再処理の作業結果展開)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・消火水供給設備 消火水貯槽 過水貯槽 圧力調整用消火ポンプ 電動機駆動消火ポンプ ・緊急時対策建屋の消火水供給設備 消火水槽 消火ポンプ
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替火災感知設備	—	—	・火災状況確認用温度計 ・可搬型グローブボックス温度表示端末	計装	第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第三十三条: 2021年9月1日	今後実施 (設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・火災状況確認用温度計 ・可搬型グローブボックス温度表示端末
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替消火設備	—	—	・遠隔消火装置	系統	第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第三十三条: 2021年9月1日	今後実施 (設計中)	・遠隔消火装置
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備 (電気設備)	非常用所内電源設備	—	—	・非常用発電機 ・燃料油貯蔵タンク	電源	第十五条 材料及び構造 第二十四条 非常用電源設備	第十五条: 2021年8月26日 第二十四条: 2021年8月26日	2021年8月26日 (予定) (第二十四条 非常用電源設備)	
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備 (電気設備)	非常用所内電源設備	—	—	・第1非常用ディーゼル発電機 ・重油貯蔵タンク	電源	第二十四条 非常用電源設備	第二十四条: 2021年8月26日	今後実施 (再処理の作業結果展開)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・第1非常用ディーゼル発電機 ・重油貯蔵タンク

施設区分	設備区分					色塗り抽出対象	兼用	種別	該当条文 (赤太字:抽出条文)	提出日		備考
										別紙2	共通09	
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備(電気設備)	代替電源設備	—	—	—	電源	第三十六条 電源設備	第三十六条: 2021年8月26日	今後実施(設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・燃料加工建屋可搬型発電機 ・情報連絡用可搬型発電機 ・制御建屋可搬型発電機 ・制御建屋可搬型発電機
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	—	系統	第三十六条 電源設備	第三十六条: 2021年8月26日	今後実施(設計中)(再処理の作業結果展開)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・第1軽油貯槽 ・第2軽油貯槽 ・タンクローリ
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	—	系統	第三十四条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	第三十四条: 2021年9月1日	今後実施(設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・大型移送ポンプ ・可搬型放水砲 ・可搬型建屋外ホース
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	—	計装	第三十四条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	第三十四条: 2021年9月1日	今後実施(設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型放水砲流量計 ・可搬型放水砲圧力計 ・可搬型放水砲圧力計
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	—	系統	第三十五条 重大事故等への対応に必要な水の供給設備	第三十五条: 2021年9月1日	今後実施(設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・大型移送ポンプ ・可搬型建屋外ホース ・第1貯水槽 ・第2貯水槽
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	—	計装	第三十五条 重大事故等への対応に必要な水の供給設備	第三十五条: 2021年9月1日	今後実施(設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型貯水槽水位計(電液式) ・可搬型貯水槽水位計(ロープ式) ・第1貯水槽給水流量計
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	—	—	—	—	系統	第三十八条 緊急時対策所	第三十八条: 2021年8月26日	今後実施(設計中)(再処理の作業結果展開)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・緊急時対策建屋排風機 ・緊急時対策建屋送風機 ・緊急時対策建屋フィルタユニット ・緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ ・緊急時対策建屋加圧ユニット ・緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	—	—	—	—	計装	第三十八条 緊急時対策所	第三十八条: 2021年8月26日	今後実施(設計中)(再処理の作業結果展開)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・緊急時対策建屋換気設備 ・緊急時対策建屋放射線測定設備 ・緊急時対策所環境測定設備 ・緊急時対策建屋放射線測定設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型発電機 可搬型電源設備 緊急時対策建屋用発電機 燃料油移送ポンプ 燃料油配管・弁 緊急時対策建屋電源設備 燃料補給設備 重油貯槽
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	—	—	—	—	電源	第三十六条 電源設備 第三十八条 緊急時対策所	第三十六条: 2021年8月26日 第三十八条: 2021年8月26日	今後実施(設計中)(再処理の作業結果展開)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・緊急時対策建屋放射線測定設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型発電機 可搬型電源設備 緊急時対策建屋用発電機 燃料油移送ポンプ 燃料油配管・弁 緊急時対策建屋電源設備 燃料補給設備 重油貯槽
その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	—	—	系統	第十五条 材料及び構造	第十五条: 2021年8月26日	2021年8月26日(予定) (第十五条 材料及び構造)	
その他加工設備の附属施設	—	実験設備	小規模試験設備	—	—	—	—	計装	第十一条 火災等による損傷の防止 第十八条 警報設備等	第十一条: 2021年8月18日 第十八条: 2021年8月26日	今後実施(設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路
その他加工設備の附属施設	—	実験設備	小規模試験設備	—	—	—	—	計装	第十八条 警報設備等	第十八条: 2021年8月26日	今後実施(設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路
その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	—	計装	第十八条 警報設備等	第十八条: 2021年8月26日	今後実施(設計中)	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路

事項許可基準規則 条文	技術基準規則 条文	基本設計方針	放射線防護の措置施設					放射線モニタリング設備	放射線管理設備	放射線計測設備	放射線防護設備	放射線遮蔽設備	放射線検出設備	放射線監視設備	放射線制御設備	放射線記録設備	放射線表示設備	放射線警告設備	放射線緊急設備	放射線撤去設備
			放射線遮蔽設備	放射線検出設備	放射線監視設備	放射線計測設備	放射線管理設備													
第二一条 放射線物質の漏洩防止	第四一条 放射線物質の漏洩防止	共通 放射線物質の漏洩防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第六一条 放射線物質を有する施設の防護	第五一条 放射線物質を有する施設の防護	共通 防護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第七一条 地震による損傷の防止	第六一条 地震による損傷の防止	共通 自然現象（地震による損傷の防止）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第二五一条 地震による損傷の防止	第二七一条 地震による損傷の防止	共通 自然現象（地震による損傷の防止）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第八一条 津波による損傷の防止	第七一条 津波による損傷の防止	共通 自然現象（津波による損傷の防止）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第二六一条 津波による損傷の防止	第二八一条 津波による損傷の防止	共通 自然現象（津波による損傷の防止）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第九一条 外部からの襲撃による損傷の防止	第八一条 外部からの襲撃による損傷の防止	共通 自然現象（外部からの襲撃による損傷の防止）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十一条 閉じ込めの機能	第十一条 閉じ込めの機能	共通 閉じ込め（閉じ込め）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(閉じ込めの機能)	第二二一条 放射線物質等による汚染の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第五一条 火災等による損傷の防止	第十一一条 火災等による損傷の防止	共通 火災等による損傷の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第二三一条 火災等による損傷の防止	第二九一条 火災等による損傷の防止	共通 火災等による損傷の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十二一条 漏水による損傷の防止	第十二一条 加工施設内における漏水による損傷の防止	共通 加工施設内における漏水による損傷の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十三一条 安全機能を有する施設	第十二一条 安全機能を有する施設	共通 安全機能を有する施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十四一条 放射線照射事故の拡大の防止	第十三一条 放射線照射事故の拡大の防止	共通 放射線照射事故の拡大の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十五一条 重大事故等対処設備	第十四一条 重大事故等対処設備	共通 重大事故等対処設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十六一条 重大事故等の拡大の防止等	第十五一条 重大事故等の拡大の防止等	共通 重大事故等の拡大の防止等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(該当なし)	第十七一条 材料及び構造	共通 構造に対する要求事項（材料及び構造）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(該当なし)	第三二一条 材料及び構造	共通 材料及び構造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(該当なし)	第十六一条 放射線防護	共通 放射線防護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十九一条 加工施設への人の不意な侵入等の防止	第九一条 加工施設への人の不意な侵入等の防止	共通 加工施設への人の不意な侵入等の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十三一条 安全避難通路等	第十三一条 安全避難通路等	共通 安全避難通路等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十七一条 放射線物質の貯蔵施設	第十七一条 放射線物質の貯蔵施設	個別 放射線物質の貯蔵施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(該当なし)	第十八一条 警報設備等	個別 警報設備等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十七一条 遮断施設	第二十一条 遮断施設	個別 遮断施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(閉じ込めの機能)	第二三一条 換気設備	個別 換気設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十八一条 放射線管理設備	第十九一条 放射線管理設備	個別 放射線管理設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十九一条 監視設備	第十九一条 監視設備	個別 放射線管理設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第三三一条 監視測定設備	第三七一条 監視測定設備	個別 放射線管理設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第二十一条 非常用電源設備	第二四一条 非常用電源設備	個別 その他加工設備の附属施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第三二一条 電源設備	第三六一条 電源設備	個別 電源設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第二八一条 漏洩事故の拡大を防止するための設備	第三二一条 漏洩事故の拡大を防止するための設備	個別 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第二九一条 閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備	第三三一条 閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備	個別 その他加工設備の附属施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第三〇一条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	第三四一条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	個別 その他加工設備の附属施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第三一一条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	第三五一条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	個別 その他加工設備の附属施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第三四一条 緊急時対策所	第三八一条 緊急時対策所	個別 その他加工設備の附属施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第二二一条 通信連絡設備	第三一一条 通信連絡設備	個別 その他加工設備の附属施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第三五一条 通信連絡を行うための必要な設備	第三九一条 通信連絡を行うための必要な設備	個別 その他加工設備の附属施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

